

⑧《障害者職業訓練》

職業的自立をめざす障害者の就職をより容易にするため、障害者を対象にした公共職業訓練について、障害の種類、程度、訓練期間により多様な訓練コースを設定し、職業に必要な知識・技能の習得を図る訓練を実施しています。

障害者職業能力開発校及び高等技術専門校による訓練

国立県営愛知障害者職業能力開発校において、障害の状態に配慮した職業訓練を実施しています。また、名古屋高等技術専門校と岡崎高等技術専門校においても、知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

なお、障害の程度により県内の高等技術専門校で職業訓練を受けることもできます。

訓練科	対象	訓練期間	問合せ先
ITスキル科	障害者	1年	愛知障害者職業能力開発校 電話 0533-93-2102
OAビジネス科			
CAD設計科			
ワークサポート科	精神・発達障害者	9ヶ月	
就業支援科		3ヶ月	
総合実務科	知的障害者	1年	愛知障害者職業能力開発校 電話 0533-93-2102 名古屋高等技術専門校 電話 052-917-6711 岡崎高等技術専門校 電話 0564-51-0775

障害者特別委託訓練

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第7号の規定に基づく教育訓練の基準に適合すると認められた施設に対し、知的障害者及び精神障害者を対象とした職業訓練を委託しています。

訓練科	対象	訓練期間	問合せ先
食品加工科	知的障害者	2年	委託先 社会福祉法人 共生福祉会 なごや職業開拓校 電話 052-582-6006
生産実務科	精神障害者	1年	

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害者の雇用の促進を図るため委託訓練を実施しています。

コース	内容（訓練期間：1～3ヶ月）
知識・技能習得訓練コース	民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等が委託先となった訓練
実践能力習得訓練コース	企業等を委託先として事業所現場を活用した訓練
在職者訓練	現在職業についている障害のある方を対象とした訓練

※受講手続きや委託訓練実施に協力いただける企業等の申込みについては、愛知障害者職業能力開発校までお問い合わせ下さい。

⑨<<愛知県内の特別支援学校等一覧>>

設立区分	学校名	校種	所在地	電話番号
1 県	名古屋盲学校	盲学校	464-0083 名古屋市中種区北千種1-8-22	052-711-0009
2 県	岡崎盲学校	盲学校	444-0875 岡崎市竜美西1-11-5	0564-51-1270
3 県	名古屋聾学校	聾学校	464-0021 名古屋市中種区鹿子殿21-1	052-762-6846
4 県	豊橋聾学校	聾学校	441-8141 豊橋市草間町平束100	0532-45-2049
5 県	岡崎聾学校	聾学校	444-2111 岡崎市西阿知和町御用田1-23	0564-45-2830
6 県	一宮聾学校	聾学校	491-0934 一宮市大和町苅安賀字上西之杵30	0586-45-6000
7 市	西養護学校	知的障害	454-0828 名古屋市中川区小本1-19-38	052-354-3881
8 市	南養護学校	知的障害	456-0032 名古屋市熱田区三本松町23-26	052-871-7390
9 市	天白養護学校	知的障害	468-0001 名古屋市天白区植田山2-101	052-781-5610
10 市	守山養護学校(普通科)	知的障害	463-0011 名古屋市守山区小幡1-14-6	052-794-5466
11 市	守山養護学校(産業科)	知的障害	463-0011 名古屋市守山区小幡1-14-6	052-758-5885
12 市	くすのき特別支援学校	知的障害	441-8124 豊橋市野依町字上ノ山3-2	0532-29-7660
13 国	愛知教育大学附属特別支援学校	知的障害	444-0072 岡崎市六供町八貫15	0564-21-7300
14 県	みあい特別支援学校	知的障害	444-0802 岡崎市美合町並松1-51	0564-57-0013
15 県	一宮東特別支援学校	知的障害	491-0083 一宮市丹羽字中山1151-1	0586-51-5311
16 県	いなざわ特別支援学校	知的障害	492-8364 稲沢市一色森山町225-1	0587-35-2005
17 県	半田特別支援学校	知的障害	475-0945 半田市池田町2-30	0569-27-7061
18 県	三好特別支援学校	知的障害	470-0213 みよし市打越町山ノ神1-2	0561-34-4832
19 県	春日台特別支援学校	知的障害	480-0392 春日井市神屋町713-8	0568-41-8751
20 県	佐織特別支援学校	知的障害	496-8019 愛西市西川端町中東山37	0567-37-2061
21 県	安城特別支援学校	知的障害	444-1154 安城市桜井町伝左20	0566-99-3345
22 県	大府もちのき特別支援学校	知的障害	474-0038 大府市森岡町7-427	0562-46-3011
23 県	大府もちのき特別支援学校 桃花校舎	知的障害	474-0025 大府市中央町5-15	0562-46-6909
24 県	豊川特別支援学校	知的障害	442-0863 豊川市平尾町門田77	0533-88-2553
25 県	豊川特別支援学校 本宮校舎	知的障害	441-1205 豊川市大木町鐘水445	0533-93-0515
26 県	春日井高等特別支援学校	知的障害	486-0925 春日井市中切町2-3-8	0568-85-3511
27 県	豊田高等特別支援学校	知的障害	473-0906 豊田市竹町栄21-1	0565-54-0011
28 県	豊橋特別支援学校 山嶺教室	知的障害	441-2302 北設楽郡設楽町清崎字林の後5-2	0536-62-0722
29 市	瀬戸特別支援学校 光陵校舎	肢体不自由	489-0886 瀬戸市萩山台9-244	0561-76-2263
30 市	刈谷特別支援学校	肢体不自由	448-0813 刈谷市小垣江町白沢36	0566-21-7301
31 市	豊田特別支援学校	肢体不自由	470-0342 豊田市大清水町原山66	0565-44-1151
32 県	名古屋特別支援学校	肢体不自由	452-0822 名古屋市中区中田井5-88	052-502-8866
33 県	港特別支援学校	肢体不自由	455-0018 名古屋市港区港明1-10-2	052-651-3710
34 県	豊橋特別支援学校	肢体不自由	440-0841 豊橋市西口町字西ノ口25-10	0532-61-8118
35 県	岡崎特別支援学校	肢体不自由	444-3505 岡崎市本宿町古新田78	0564-48-2601
36 県	一宮特別支援学校	肢体不自由	491-0136 一宮市杉山字氏神廻1	0586-78-4635
37 県	ひいらぎ特別支援学校	肢体不自由	475-0903 半田市山口町1-8-1	0569-26-7131
38 県	小牧特別支援学校	肢体不自由	485-0003 小牧市大字久保一色1129-2	0568-73-7661
39 県	大府特別支援学校	病弱	474-0038 大府市森岡町7-427	0562-48-5311
40 県	瀬戸つばき特別支援学校	知的障害	489-0965 瀬戸市南山口町474	0561-56-0950
41 県	豊橋特別支援学校 潮風教室	知的障害	441-3613 田原市古田町岡ノ越6	0531-32-0134
42 県	にしお特別支援学校	知的障害 肢体不自由	445-0046 西尾市須崎町高河原86	0563-65-5430

V 障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供について

障害雇用促進法では、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止され、合理的な配慮の提供が義務となっています

1 雇用の分野での障害者差別の禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、

- ・障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・障害のない人を優先すること

は、障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されています。

●差別の具体例

募集・採用時の例

- ・単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

採用後の例

- ・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で異なる扱いをすること

2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

合理的配慮とは、

- ・募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のことをいいます。

●合理的配慮の具体例

募集・採用時の例

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

採用後の例

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとりずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

3 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、相談窓口の設置などの相談体制の整備が義務付けられています。

また、事業主は、障害者に対する差別禁止や合理的配慮の提供に関する事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

◆ 参考資料

厚生労働省ホームページで、障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&Aや、事例集等、参考となる資料を掲載しています。

参考資料の例

- ・改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A
- ・合理的配慮指針事例集
- ・障害者雇用事例リファレンスサービス（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

（URLhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html）

VI その他事業主が対応すべき主な事項

障害者の雇用の促進等に関する法律において、雇用の安定を図るため、事業主は以下の対応を行うことが定められています。

<障害者雇用推進者の選任> (障害者雇用促進法 第78条)

従業員を43、5人(※)以上雇用する事業主(すなわち、1人以上の障害者の雇用義務のある事業主)は、以下の掲げる業務を行う「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。(※)法定雇用率は、令和6年4月より2段階で引き上げられます。《令和6年4月2.5%(40.0人以上)、令和8年7月2.7%(37.5人以上)》

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や、その他の諸条件の整備を図るための業務
- 障害者雇用状況報告の業務
- 障害者である労働者を解雇した場合の公共職業安定所への届け出の業務
- 障害者雇入れ計画の作成命令等を受けた場合の公共職業安定所との連絡、計画の作成と円滑な実施に関する業務

<障害者職業生活相談員の選任> (同法第79条)

身体障害者、知的障害者、精神障害者である常時雇用する労働者を5人以上雇用する事業所では、これらの障害者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う「障害者職業生活相談員」を選任しなければなりません。

障害者を5人以上雇用することになったときは、その日から3か月以内に障害者職業生活相談員を選任し、遅滞なく次の事項を記載した届書をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

- 障害者職業生活相談員の氏名
- 障害者職業生活相談員の資格を明らかにする事実 ➡
- 当該事業所の労働者総数、当該労働者のうちの障害者の数

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「障害者職業生活相談員資格認定講習」の修了等の資格

<障害者を解雇する際の届出> (同法第81条)

障害者の早期再就職を図るため、事業主が身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常時雇用する労働者を解雇する場合には、次の事項をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に届け出なければなりません。

なお、労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合及び天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより解雇する場合は、届出をする必要はありません。

- 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- 解雇の年月日及び理由

<障害者を把握・確認する際の注意>

企業において、障害者を把握・確認する際には、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により、障害者の適正な把握・確認に努めて下さい。

このガイドラインは、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

Ⅶ 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

＜使用者による障害者虐待とは＞

1	身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れがある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
2	性的虐待	障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。
3	心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別言動、その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4	放置等による虐待	障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による1～3の虐待行為の放置など、これに準じる行為を行うこと。
5	経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること、その他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

＜障害者虐待防止法に定める事業主の責務＞

1 障害者虐待の防止のための措置

（1）労働者に対する研修の実施

障害者虐待を防止するためには、障害者の人権についての理解を深め、障害の特性に配慮した接し方や仕事の教え方などを学ぶことが大切です。

障害者虐待の防止に向けて、労働者に対する研修を実施する、労務管理担当者を各種研修会へ参加させるなどの取り組みを行いましょ。加えて職場内で率直に意見交換ができるような環境を作ることも重要です。

（2）障害者や家族からの苦情処理体制の整備

雇用する障害者やその家族からの相談、苦情などに対応するための相談窓口を開設し、その周知を図ることが重要です。

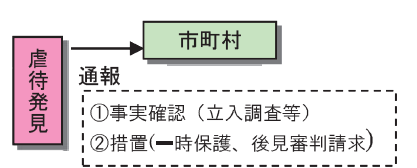
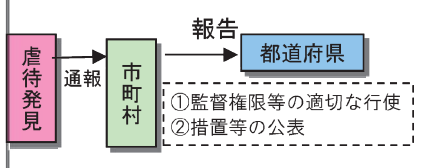
2 不利益扱いの禁止

事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取り扱いをしてはなりません。

＜事業所内で虐待が発生した場合には＞

労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われている恐れがある場合には、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が事業所へ出向くなどして、調査し、必要な指導を行います。

＜障害者虐待防止等に係る具体的なスキーム＞

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 